

国民健康保険 の被保険者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は、**保険税が減免!**

【保険税の減免の対象となる人】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険税を**全額**免除
- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、以下の要件全てに該当する世帯 ⇒ 保険税の**一部**減額

※保険税が一部減額される要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2)令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計が400万円以下であること

注) 減免を受けるためには、申請が必要です。申請に必要な書類などの詳細については、三戸町役場 税務課 課税班 ☎ 20-1118 までお問い合わせいただくか、町ホームページ (<https://www.town.sannohe.aomori.jp/>) でご確認ください。

国民年金保険料 の免除制度について

令和2年5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がり、下記の条件2つを満たす場合、国民年金保険料の免除申請が可能となりました。

- ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。
- ②令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になること。

詳しい手続き方法や申請書などは、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。なお、コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、郵送による手続きをご活用ください。



国民年金保険料の免除を受けずに未納のままにしていると、将来の老齢基礎年金や、障がい・死亡など不慮の事態が発生した際の障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。納付が困難な場合は、免除制度をご活用ください。

《問合わせ》八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742 / 三戸町役場 住民福祉課 ☎ 20-1151